

平成27年第12回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成27年12月22日（火）15時40分

2. 場 所：挾間庁舎 4階 大会議室

3. 出席委員 25名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長 23番 小野 七郎

委 員

1 番大澤 英之	2 1 番衛藤 由澄	3 1 番大塚 弘士
1 2 番田中真理子	3 2 番山月 憲昭	
3 番佐藤有太郎	1 3 番佐藤 幸市	2 3 番小野 七郎
	3 3 番甲斐 善馬	3 4 番小山 豊康
5 番坂本 成一	1 5 番首藤 勝磨	
6 番安部 義浩		3 6 番穴井 幸男
7 番佐藤 義男	1 7 番縣 次男	
8 番吉廣 順一	1 8 番加藤 康男	2 8 番庄野 誉
9 番後藤 慶子	1 9 番佐藤 邦政	2 9 番佐藤 圭介
1 0 番佐藤 勝規	2 0 番那須 紀子	3 0 番佐藤千代信

4. 欠席委員

2 番加藤 正信	4 番利光 末子	1 1 番廣瀬 啓治	1 4 番田中 俊行
1 6 番梅木 敏弘	2 2 番佐藤 高信	2 4 番佐藤 靖司	2 5 番栗林 睦和
2 6 番二宮 正男	2 7 番溝口 正剛	3 5 番後藤 義昭	

5. 議事日程

(1) 出席確認及び行事報告（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

①農地法18条の規定による合意解約通知の報告

②農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議

③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

④農地法第5条の規程による貸借権設定の許可申請の審議

⑤非農地証明の発行についての審議

⑥農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定の審議

(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、次長 日野正美、主幹 大嶋陽一

7. 会議の概要

事務局長 連絡事項

出席者報告 出席委員36名中、25名の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号「13番佐藤幸市」委員さんと「15番首藤勝磨」委員さんの2名にお願いします。よろしくお願ひします。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第6までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっていますのでよろしくお願ひします。

○日程1「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議案1号～4号 4件)

議長

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について議案朗読説明

議長

議案1号につきましては、報告ということでした承いたしたいと思います。

○日程2「農用地利用集積計画の決定について」

(議案5号～12号 8件)

議長

日程2、農地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事務局

日程2、農用地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案5号から12号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案5号、6号は、利用権、継続設定の案件です。

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案7号について、議席番号29番佐藤 圭介委員より説明をお願いします。

29番佐藤 圭介委員

貸付人の首藤さんは、大分の方にでていますが、元々地元の古野でありまして、二人は知り合いであります。何年か前から借り受けておりまして、今回、手続きをするということでありまして、由布ファームの後藤さんは、薬草を植えて商売を始めたいようであります。この土地には花をうえるということですが、農地として利用していくということですので、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

13番佐藤 幸一委員

この議案について異議があるということではないんですが、全般的に借受人のところに年齢が入っていないので、説明されるときにおおかたの年齢でも説明していただけると、若い人がするのか、お年寄りがするのか、その辺の解釈があろうかと思しますので、お願いします。

29番佐藤 圭介委員

72歳です。

議 長

他にありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案8号について、議席番号35番後藤 義昭委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

経営面積の欄が、大分市の方であり詳細がつかめておりませんが、計画書に依りますと、既に野田で30アールほど耕作しているようです。農機具の方の確認も委員さんが

行っておりまして、揃っております。農業することに対して問題はないと聞いております。年齢の方は聞いておりません。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案9号について、議席番号16番梅木 敏弘委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

緒方さんは、経営面積を見ていただけるとわかるように、大規模農家であり、農業の実績もあります。農機具も揃っており、この土地を借りて農業することに支障はないと聞いております。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案10号について、議席番号8番吉廣 順一委員より説明をお願いします。

8番吉廣 順一委員

小原さんは高齢で、80歳前後の方です。農業はもうできないと言うことで、近くの田中さん、この方は40歳ですが、これまでもネギやオクラ等野菜をつくっておりまして、規模を拡大したいということで、たまたま小原さんの土地を借りることになりました。田中さんは若くて意欲がありますし、機械や設備も揃っておりますので問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案11号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1 番大澤 英之委員

場所は農免道路に面したところであり、今年は作付がされておらず、どうしたのかなと思ってたんですが、受人の秋吉さんは今年からこの近くの田んぼを耕作しております、その関係でここも作ってもらえないかということになったそうです。問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案12号について、議席番号10番佐藤 勝規委員より説明をお願いします。

10番佐藤 勝規委員

借受人の大久保さんは、福岡の方で大手企業に勤めておりましたが、ちょっと早めに退職しまして、田舎の方に家を建てまして、野菜を何十種類かつくって、まあ、悠々自適な生活しております。古長さんは私より一回り上ですので、かなり高齢ですが、農業が無理になったということで、古長さんの甥にあたる大久保さんにつくってもらうことになったようです。機械については、古長さんが特裁米グループに入っておりますので、大型機械等揃っております、また、大久保さんもこのグループに入ることであり、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程3「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案13号～20号 8件)

議 長

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、8件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について議案朗読説明。

議案13号から20号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案13号について、議席番号23番小野 七郎委員より説明をお願いします。

23番小野 七郎委員

波多野さんは県の職員でありまして、仕事が忙しくて手が回らないということで、佐藤さんは、役場に勤めいた人で、牛を20頭近く飼っております。牛の資料を栽培する田がほしいということで、話がまとまったようです。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案14号について、議席番号15番首藤 勝磨委員より説明をお願いします。

15番首藤 勝磨委員

渡人の首藤さんは、以前にご主人を亡くしまして、一人で農業をしてきましたが、高齢で80歳が近いんですが、耕作が厳しくなったということで、6年前から近所の人に作ってもらっておりまして、子供さんが大分おりまして、子供のところに行くと言うことで、3年前から田や畑を売りに出していたんですが、売るのに一つだけ条件がありまして、立派な作業場がありまして、その中には乾燥機や粃すり機、トラクター、他にも農機具が揃っておりまして、これらの機械類もすべて一緒に売りたいということでありました。そういう時に、新規就農で工藤さんという方が、大分に住んでいる方で50代ですが、すべてセットで買いたまおうということでした。工藤さんも農業に意欲を持っておりまして、管理も十分できることと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案15号について、議席番号15番首藤 勝磨委員より説明をお願いします。

15番首藤 勝磨委員

渡人の徳丸さんは、この田んぼを近くの人に作ってもらっていたんですが、高齢のため作れなくなったということで、このままにしておくとう荒してしまうということで、売りに出しておりました。たまたま、池上さんが新規就農のため土地を探しているということで、話がうまくまとまったみたいです。50代で意欲もあるようですので、十分やっつけられるのではないかと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案16号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

今川さんは早くから田んぼを売りに出していたようです。それで徳丸さんが仲にはいって、この池上さんと話ができたようです。それで、農機具はどうするのかと尋ねたところ、しばらくの間は徳丸の方が支援するというものでありました。池上さんは県外から大龍の方に古家を買って移住しており、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案17号について、議席番号8番吉廣 順一委員より説明をお願いします。

8番吉廣 順一委員

これまで、首藤委員と大澤委員から説明がありましたように、池上さんがすべて購入する訳なんですが、村上さんは前から大分に出ておりまして、オアシスのインターネットを通して家と土地を買わないかということで売りに出していたようです。池上さんは家と土地を購入してよかったんですけど、農地が二反しかなかったもので、由布市では五反以上ないと農地が購入できないということで、先ほど説明があった分とあわせて五反以上になるようにして、新規就農をすることになったようです。農機具については、村上さんが持っていたトラクターやコンバイン等をオアシスの方で整備して使っていくことのようにです。池上さんと直接話をして、本当にやる気があるのかというところを確認したんですが、お母さんと一緒に住んで農業も一緒にやるということのようです。厚生館等の安い賃金の方の労働力も借りながらやっていくということのようです。本人もやる気がありますので、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案18号について、議席番号19番佐藤 邦政委員より説明をお願いします。

19番佐藤 邦政委員

渡人の阿部さんは、東京の方に住んでおられて、将来的にも帰ってくることはないということで、受人の大野さんに、これまで草刈りとか管理をお願いしていたようであります。この際、買ってもらえないかという話になったようであります。大野さんは阿部さんの近くの田んぼを耕作しておられて、そういうことなら受けましょうということになったようです。大野さんについては、農機具も持っており年齢も63歳と若いので大丈夫と考えております。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案19号について、議席番号25番栗林 睦和委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

角田茂樹さんは徳夫さんの孫にあたります。徳夫さんの子供さんは就職してからずっと会社勤めで庄内からでておりました。角田家を孫の茂樹さんに継がせようということで、25年ほど前に茂樹さんは庄内に帰っております。経営面積が入っていないのは、世帯が分かれているので数字が出ておりませんが、住所を見ていただくとわかるように、同じ敷地内で生活しております。実質茂樹さんが農作業の大半を行っておりますので、問題はないと聞いております。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案20号について、議席番号9番後藤 慶子委員より説明をお願いします。

9番後藤 慶子委員

阿南さんが日野さんから(田を)買って欲しくないかと言われてまして、阿南さんは現在耕作しているぶどう園と田んぼが近くですので、買いたしようということになったようです。農機具は大型機械ではないんですけど、大型機械がいるときは、知人が加勢してくれるし、後はライスセンターにもっていただけだからということで、家族でできると

ということで、規模を拡大して家族でがんばっていくということでした。お米は全て自家消費するということでした。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程4「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案21号 1件)

議 長

日程5、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程4、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請の審議について議案朗読説明
議案21号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案21号について、議席番号14番田中 俊行委員が欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

貸人と借人の関係ですが、首藤康志さんは河野房雄さんの義理の息子にあたります。房雄さんの使用しない農地を借り受けて太陽光発電施設を建設するということです。今、問題になっております九州電力との送電線の接続の許可もとれており、計画にも妥当性がありますので問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

19番佐藤 幸一委員

事務局にお尋ねします。合意解約とか小作契約には(契約)年数が記載されているんですが、太陽光になると30年とか40年とか半永久的になると思うんですが、転用ということで雑種地とかになると思うんですが、こういう場合は年数とかは記載しなくていいんでしょうか。また、設置の確認はするのか、雑種地となり他の用途に転用されてしまうというようなことはないのか、その辺の事務局の対応をお聞きしたい。

事 務 局

期間については別段縛りはありません。例えば2年間で資材置き場に使いたいというような場合も許可が下ります。その後のことを心配されていると思うんですが、その土地は貸借で許可が下りて、事業を実施して農地以外になり、農地法の外に出てしまいますので、こちらではどうしようもなくなります。事業の完了ができたかどうかについては、転用許可を出した農地については、事業の完了報告というものを写真付きで出させていただきますので、確認はできております。一度転用してしまえば農業委員会の手ははなれてしまうということです。ちなみにこの案件についての貸借期間は20年となっております。

議 長

佐藤委員さん、よろしいでしょうか。

(はい)

他にございませんか。

19番佐藤 邦政委員

位置図を見ますと、区画整理をしているような形のいい田んぼに見えるんですが、こうした田んぼで転用許可を出してよいのでしょうか。

事 務 局

形状は非常にきれいな田んぼですが、公共投資はされておられません。個人的にしたかどうかの確認はしておられません。その辺は、法務局で全部事項証明をとると過去に圃場整備をしている田んぼでは、「換地処分」という言葉が出てきます。その辺で確認はできます。していれば1種農地ということになりますので、今回の農地は2種農地ということであります。

議 長

他にご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程5「非農地証明の発行について」

(議案22号～23号 2件)

議 長

日程5、非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程5、非農地証明の発行についての審議について議案朗読説明

議案22号、23号は、農地法第2条第1項の対象とならない農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案 2 2 号について、議席番号 2 1 番衛藤 由澄委員より説明をお願いします。

2 1 番衛藤 由澄委員

位置図は 5, 6 ページを見て下さい。6 ページには航空写真がありますが、ご覧のように家が建っており、テニスコートもあります。地目は田になったままですが、これは元々鶴見町の保養所として、現在は町村合併により佐伯市が所有しております。当時転用許可が出ていたんですが、転用後も地目変更がされておりました。今回、佐伯市が売却することになりまして、非農地証明が必要ということになったようです。

議 長

質問はないでしょうか。

6 番安部 義浩委員

5 ページの字図を見ると、9 8 8 - 1 番地 7 9 m²だけ残るんですが、誰かまだつくっているのでしょうか。つくってなくて雑種地になっているのなら、この際一緒に非農地証明を出した方がいいのではないですか。

事 務 局

この分については、市道の拡幅をしており、道になっている部分がありまして、それは由布市との話が進んでおり、分筆して確定をすれば由布市に寄付するということになっているようです。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案 2 3 号について、議席番号 3 4 番小山 豊康委員より説明をお願いします。

3 4 番小山 豊康委員

今月の 4 日に申出がありまして、現地を見ました。現状は 7, 8, 9 ページにありますが、グラウンドと J R 久大線に挟まれたところです。東側に跨線橋がありまして、以前は土地が盛り上がり農地としては使われていませんでしたが、2 0 年も経過しておりまして、公共性しかないようなところです。今後は非農地として証明するしかないと思いました。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということ

で、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。
挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

○日程6「農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定について」

議 長

日程6、農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

訂正をお願いします。今の条文で「農業委員が定める」となっておりますが、「農業委員会が定める」に訂正をお願いします。

日程6、農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定について議案説明

議 長

質疑を求めます。

どなたかご意見ありませんか。

(ありません)

それでは、農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定について、承認される委員さんの挙手を求めます。

挙手多数により承認されました。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しました。ご協力ありがとうございました。